

議事日程第5号

平成27年12月17日(木)

第1 議案上程(議案第77号から第123号まで及び請願第7号)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議会案上程(議会案第30号から第32号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(0人)

議会事務局職員出席者

事務局長	木元 義博
局長補佐	湊 智志
主席主査	杉本 一也
主席主査	夏井 大助

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男
教育長 鈴木 雅彦
総務企画部長 船木 道晴
産業建設部長 原田 良作
企業局長 安藤 恒昭
総務課長 藤原 誠
税務課長 山田 政信
健康子育て課長 伊藤 文興
福祉事務所長 夏井 正士
観光商工課長 飯澤 主貴
病院事務局長 柏崎 潤一
学校教育課長 吉田 雅美
監査事務局長 畠山 喜代和
選管事務局長 (総務課長兼任)

副市長 杉本 俊比古
監査委員 湊 忠雄
市民福祉部長 佐藤 盛己
教育次長 目黒 重光
企画政策課長 菅原 信一
財政課長 八端 隆公
生活環境課長 渡部 源夫
介護サービス課長 水戸瀬 重孝
農林水産課長 中田 和彦
建設課長 三浦 秋広
会計管理者 目黒 雪子
生涯学習課長 加藤 秋男
企業局管理課長 菅原 長
農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午後 2時02分 開 議

○議長（三浦利通君） これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、湊代表監査委員より、12月9日の議案質疑への答弁における発言の訂正の申し出については、会議規則第65条の規定により、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第77号から第123号まで及び請願第7号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第77号から第123号まで及び請願第7号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。19番高野寛志君

【19番 高野寛志君 登壇】

○19番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第77号男鹿市支所及び出張所設置条例及び男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、五里合出張所が平成28年4月1日から旧五里合小学校へ移転することに伴い、その位置を改めるとともに、市単独運行バス五里合線のバス停留所の名称を変更するため、各条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、停留所の名称について、「出張所前」でなく「公民館前」とする理由について質疑があり、当局から、当該施設は公民館、出張所、保育園及び児童クラブなどからなる複合施設であり、施設の管理は公民館条例で定めること等から、庁内で協議の上、停留所名を「五里合公民館前」としたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第78号男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案については、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第79号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、報酬の一部を引き上げ、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、第1点として、今回の改正は階級ごとの年報酬を一律1千500円引き上げる内容だが、部長、班長及び団員の報酬引き上げ幅を大きくする考えはなかったのか。また、報酬引き上げは、いつ以来であるかとの質疑があり、当局から、消防団員の報酬額については、県内各市と比較し最下位となっており、平均額で比較した場合、団長で約1万5千円、団員では約7千600円低い状況である。消防団からは、県内各市の平均程度まで引き上げを要望されているが、財政状況等もあり、この度の引き上げ幅により来年度から処遇改善することとしたものである。

なお、報酬額の改正については、平成17年の合併以降、実施していないものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、消防団員の定数確保には人口減少、少子高齢化の進行により、大変難儀していることと思われるが、常備消防の充実や町内会における自主防災組織の活動などにより消防団の分団や班の再編等を検討していく必要があるのではないかとの質疑があり、当局から、各分団には班が置かれており、ポンプ積載車の運転手や消火担当など班には5人以上いなければ消火活動に支障があるが、その人員確保もままならない班もあることから、今後、分団再編の前に、まずは部及び班の統廃合などを検討したいと考えている。

また、地域防災力強化のためには、これまで同様、消防団を中核としていかなけれ

ばならず、団員確保については団員の定年延長や女性消防団員の募集、機能別消防団の導入などを検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第80号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正等に伴い、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保することを目的として、納税者の申請に基づく徴収猶予及び換価の猶予について必要な事項等を定めるため、関係条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号若美南部地区運動広場の指定管理者の指定についてから議案第92号野石地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定についてであります。

本7議案は、若美南部地区運動広場、福川地区運動広場及び福米沢地区センターなど7施設について、指定管理者として各地区町内会を指定するものであります。

本案について委員より、若美南部地区運動広場について、管理を受けた町内会のこれまでの状況を見ると、施設の環境維持に大変苦慮している。町内会員の高齢化などにより、人手だけでの草刈り等の維持管理は困難であり、市で草刈り機械の貸与など何らかの支援を検討できないものかとの質疑があり、当局から、当該施設だけでなく全体的なことも考慮し、町内会における課題等を伺いながら、市としてどのような支援が可能であるか検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本7議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番佐藤誠君

【5番 佐藤誠君 登壇】

○5番（佐藤誠君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第81号から第84号まで及び第93号から第97号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第 8 1 号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、申請書の記載事項に個人番号を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、マイナンバー制度そのものについて問題があるため、これに関連する条例も容認できないとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 8 2 号男鹿市老人憩いの家条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成 2 8 年 4 月 1 日より、五里合老人憩いの家を廃止するため本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、羽立地区、北浦地区、船越地区の老人憩いの家は存続するようだが、なぜ五里合地区だけ廃止とするのかとの質疑があり、当局から、五里合地区老人憩いの家は、現在、五里合出張所、公民館と渡り廊下でつながっているが、この度の出張所及び公民館の移転に伴い廃止とした。移転先の利用については、地区の振興会や老人クラブに了解いただいている。他地区の老人憩いの家に関しても、今後の存続について関係者と協議していくとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 8 3 号男鹿市公民館条例及び男鹿市保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、五里合公民館及び五里合保育園が平成 2 8 年 4 月 1 日から旧五里合小学校へ移転することに伴い、その位置を改めるため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 8 4 号男鹿市立学校条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、教育効果の向上を図るため、平成28年4月1日に船川第一小学校と船川南小学校が統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第93号男鹿市斎場の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市斎場の指定管理者として公益社団法人男鹿市シルバー人材センターを指定するものであります。

本案について委員より、斎場の修繕費の考え方について質疑があり、当局から、目安として30万円以上の修繕は市で行い、それ以下の窓ガラスの破損、電球が切れたなどの金額が低く素早い対応が必要な修繕については指定管理者が行うこととし、修繕費として指定管理料へ含める予定であるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第94号男鹿市中央デイサービスセンター及び男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第95号男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理者の指定について及び議案第96号男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてであります。

本3議案は、男鹿市中央デイサービスセンター、男鹿市北部デイサービスセンター及び男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者として社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を、また、男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理者として社会福祉法人若美さくら会をそれぞれ指定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本3案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第97号男鹿市体育施設の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿総合運動公園総合体育館など市内16の体育施設の指定管理者として、一般財団法人男鹿市体育協会を指定するものであります。

本案について委員より、利用者の少ないと思われる体育施設も見受けられるが、今後、体育協会と連携し、スポーツの普及のためにどのような事業を行い、体育振興を

図っていくのかとの質疑があり、当局から、体育協会では指定管理に当たり、新しいものとしてノルディックウォーキング教室、孫と一緒にプレーするグラウンドゴルフ等の行事を予定している。また、これまで実施しているアクア健康教室、夏休み短期水泳教室などの開催も計画しており、指定管理者と一体となってスポーツ振興を進めてまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番米谷勝君

【3番 米谷勝君 登壇】

○3番（米谷勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案及び請願について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第85号男鹿市国民宿舎男鹿条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、平成28年4月1日より国民宿舎男鹿を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案について委員より、廃止後の跡地等の処理について質疑があり、当局から、財産処理審査会等での協議を経て、早期に売却する方向で検討していきたい。市が所有する施設であるため、原則としては公募による売却となるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、施設を売却した場合、源泉はどうするのかとの質疑があり、当局から、源泉については一部分湯し、地元ホテルに売却しているという経緯があること、また今後、温泉を活用した事業等を実施する可能性があること等を踏まえ、今後も市で所有し、管理していきたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第98号男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定についてから議案第106号館沼牧野及び館沼第2牧野の指定管理者の指定についてであります。

本9議案は、男鹿市農村婦人の家外8件の公の施設の指定管理者として、脇本郷財

産管理委員会外 8 団体を指定するものであり、一括上程、一括審査としたものであります。

本 9 件について委員より、第 1 点として、男鹿市農林水産物直売所の会員数及び販売額の推移について質疑があり、当局から、会員は個人会員 19 人、団体会員 24 人で、団体会員は販売物だけを提供する特別会員である。また、販売額の推移は、平成 23 年 2 千 4 0 0 万円、平成 24 年 2 千 3 1 4 万円、平成 25 年 2 千 5 3 3 万円となっているとの答弁があったのであります。

第 2 点として、平岱山牧野への放牧について及び放牧された牛にかかわる販売実績等について質疑があり、当局から、放牧に利用している農家は 1 戸で、5 月から 11 月まで黒毛和種 12 頭を放牧している。また、採草に利用している農家は 2 戸である。

なお、個々の農家の販売実績については、把握できていないとの答弁があったのであります。

第 3 点として、館沼牧野及び館沼第 2 牧野の利用状況について質疑があり、当局から、面積 3.2 ヘクタールを畜産農家が採草地として利用しているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本 9 件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 107 号温浴ランドおがの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、温浴ランドおがの指定管理者として、株式会社おが地域振興公社を指定するものであります。

本案について委員より、指定管理料算定において、車両等の買いかえ費用も加味しているのかとの質疑があり、当局から、温浴ランドおがでは利用者の送迎用にマイクロバスを使用しているが、マイクロバスの買いかえ費用等は指定管理料を算定する上で加味していない。あくまでも施設の管理運営に要する費用を積算して定めているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 108 号夕陽温泉 W A O 及び若美かんぼの里コテージ村の指定管理者

の指定についてであります。

本議案は、夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村の指定管理者として、株式会社おが地域振興公社を指定するものであります。

本案について委員より、意見として、相当年数の経過した車両が財産として残っているようだが、指定管理者制度で施設の管理、運営を民間団体に代行させる場合、各年度ごとの指定管理料で指定管理者に任せきりにするのではなく、適切なタイミングでの修繕や更新が必要である。そのため、指定管理者と行政との報告、連絡、相談が重要であるとの発言があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第109号インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、インフォメーションセンターわかみの指定管理者として、一般社団法人男鹿市観光協会を指定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第110号なまはげ館の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、なまはげ館の指定管理者として、株式会社おが地域振興公社を指定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第111号サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの指定管理者として、公益社団法人男鹿市シルバー人材センターを指定するものであります。

本案について委員より、指定管理予定者から提示された要望額を抑えた形で指定管理料を設定したとのことだが、提示された要望額は幾らであったのかとの質疑があり、当局から、指定管理予定者から提示された金額は913万6千円で、それを精査し、880万円に抑えたとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第112号男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者として、公益社団法人男鹿市シルバー人材センターを指定するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第7号T P P交渉に関する請願についてであります。

本請願は、T P P参加国は大筋合意しましたが、日本は農山品重要5品目すべてを譲歩した内容となっています。T P P大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会及び国民の議論を補償すること。また、協定への調印等を行わないことなどを求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

本請願について、委員より、農産品重要5品目は絶対譲歩しないということを前提に交渉に臨んだはずだが、当初の方針から大きく食い違った合意となっている。日本の食料自給率向上の上でも合意は撤回すべきであり、国を守るという観点での意思表示が必要と考える。本市の農業は小規模農家が多く、T P Pの影響は大きいと思われる。1次産業が立ち行かなくなれば市内商工業など他産業にも影響が出るため、みな不安に感じているとの意見があったのであります。

また、委員より、国と国とが長い時間をかけてここまで来たことである。男鹿市議会が意見書を提出して国が調印しないのか、あるいは批准しないのかということを見ると、先が見えている話だと思う。意見書提出によってT P P交渉を阻止できるかということは、また違った話だと考えるとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本請願については、起立採決の結果、可否同数となり、委員長採決により願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第113号から第12

3号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る9日に開会し、各予算について補足説明を受けた後、同日と翌日10日、審議を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、ご報告申し上げます。

第1点として、地域おこし協力隊誘致事業の事業内容について。

第2点として、漁業振興に向けた漁業特区の考え方について。

第3点として、滝川河川改修工事に伴う海洋水産資源への影響について。

第4点として、ふるさと納税及び市民が申告した寄附金控除の状況について。

第5点として、公共施設等管理計画策定の考え方について。

第6点として、TPPへの対応策のあり方等について。

第7点として、介護保険法改正に伴う介護支援体制のあり方について。

第8点として、公金着服事件における不納欠損に対する着服調査について。

第9点として、商工業振興に係る雇用奨励金の事業効果について。

第10点として、温泉施設整備に向けた入湯税充当の考え方について。

第11点として、男鹿市斎場指定管理料の積算内容について。

第12点として、複合観光施設に関することでは、男鹿地域振興公社を指定管理者とすることの是非について、水産振興の拠点として位置づけるとした道の駅の考え方について及び施設機能の重視した事業展開のあり方について並びに男鹿駅前開発を再協議することの認識について。また、利便性が高く、かつ特色のある施設に向けた建設予定地の再検討について及び市民と協働による事業推進の認識についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第113号から第123号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので、終結いたします。

これより、議案第78号男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第7号T P P交渉に関する請願を採決いたします。本件は起立により採決をいたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、請願第7号は、採択することに決しました。

次に、議案第77号、第79号、第80号及び第82号から第123号までを一括して採決いたします。本45件に対する委員長の報告は可決であります。本45件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号、第79号、第

80号及び第82号から第123号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第30号から第32号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議会議案第30号から第32号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第2、議会議案第30号から第32号までを一括して議題といたします。

職員に議会議案を朗読させます。

【職員朗読】

議会議案第30号 必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など
「社会保障の充実を国に求める」意見書

議会議案第31号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書

議会議案第32号 TPP交渉に関する意見書

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第32号TPP交渉に関する意見書を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議会案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会案第30号及び第31号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第30号及び第31号は、原案のとおり可決されました。

必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など
「社会保障の充実を国に求める」意見書

今、県民の間には、「介護利用料が高くて利用できない」「国保税が高い」「病院や介護施設から早く退院・退所するよう言われて困っている」など医療・介護の充実を求める声が広がっています。一方、安倍政権は5月27日、医療保険制度改革関連法案を強行可決しましたが、この内容は「消費税増税は社会保障充実のため」との公約とは裏腹に、国民負担増、給付削減を進める内容となっています。憲法25条で保障した社会保障制度は、そもそも互助組織などの仕組みでは立ち行かないものを国の責任で保障・制度化したものです。社会保障制度の根本を変えてしまう制度の変更は止めるべきです。さらに、消費税増税、物価の高騰、非正規職員の増大などで生活困窮者が増大しています。しかし、政府はマクロ経済スライドなどでの年金引き下げばかりか、さらなる支給開始年齢の引き上げを計画しています。

これでは将来不安は増すばかりです。日本経済の再生もおぼつきません。大企業や富裕層に応分の負担をもとめれば、社会保障の充実は十分可能です。

以上の趣旨から地方自治法第99条の規定により、下記の意見書を提出します。

記

1. 公費（国）負担を増額して、医療・介護の保険料と自己負担を引き下げ、また、緊急に介護報酬の引き上げを実施してください。
2. 公的保険の範囲を狭めることなく、すべての人に安全・安心の医療・介護を保障してください。
3. どこでも、必要な医療や介護・福祉が受けられるように、入院・入所を制限せず、医療機関や介護・福祉施設を確保してください。
4. 後期高齢者医療制度保険料の軽減特例措置を継続してください。
5. 支給開始年齢の引き上げなど年金制度改革を中止し、安心して暮らせる最低保障年金を創設してください。

平成27年12月17日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の低賃金の改善を図るためとして介護職員処遇改善加算が強化されました。しかし、基本報酬が引き下げられ、事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難です。人材不足は地域の介

護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止対策を講じる必要があります。

介護職場の労働環境も深刻な状況となっています。介護施設の人員体制は、法定で利用者3人に対して介護職1人以上となっていますが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配しています（介護事業経営実態調査）。介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画通りに取得できないという実態が横行しており、法定基準を大幅に引き上げて労働環境の改善を図る事は離職防止をすすめる上でも重要な課題となっています。

介護従事者の処遇改善や安全・安心な職員体制の確立は、介護報酬の範囲内で対応することとされています。しかし、各種介護サービスの基本部分に関わる報酬（基本報酬）はこの間の介護報酬改定で大幅に引き下げられており、これ以上、事業所の努力に委ねることは困難です。一方で、介護報酬を引き上げれば介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れがあります。従って、介護従事者の処遇改善や人員配置基準の引き上げは国の責任で行う必要があります。

介護従事者の人材確保・離職防止の実質的な対策、および安全・安心の介護保障を実現していくために、下記の事項について国及び秋田県に要望します。

記

1. 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。
3. 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月17日

秋田県男鹿市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様
財務大臣 麻生太郎様
秋田県知事 佐竹敬久様

TPP交渉に関する意見書

TPP参加国は、10月5日に「大筋合意」、11月5日に「暫定文書」を発表しました。

大筋合意は、米国・豪州産米合わせて7.8万トンの特別輸入枠の設定をはじめ、牛肉の関税を15年掛けて38.5%から9%へ引き下げ、豚肉の関税を10年後に1キロ当たり50円まで引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠の設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など農産品重要5品目すべてで譲歩するとともに重要5品目の細目（タリフライン）の3割で関税撤廃するとしています。

国会決議では、重要5品目について関税の撤廃及び削減は行わないこととしており、これが守られない場合は交渉からの撤退を明記しております。

さらに、重要5品目以外の野菜、果物及び林産物、水産物の98%で関税撤廃に踏み込んでいることは重大で、日本の農林水産業への影響は計り知れません。

また、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の参入、食の安全の侵害、さらには国有企業の規定やISDS条項など地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼすとの懸念の声もあります。

政府はTPP大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すべきです。また、国会決議に違反する「合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。大変どうも御苦労さまでした。

午後 2時38分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

副 議 長 笹 川 圭 光

議 員 佐 藤 誠

議 員 古 仲 清 尚